

火光を利用するすくい網漁業の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	漁業者 の数	漁業を営む 者の資格	許可又は起業の認可を 申請すべき期間
火光利用とびう おたも網	土佐清水市以布利・窪津（青木谷）共 同漁業権境界基点から磁針方位50度0 分の線及び同市津呂・伊佐界（音無 川）共同漁業権境界基点から磁針方位 96度0分の線により区切られた海面	周年	定めなし	定めなし	15	定めなし	令和8年9月25日から 同年10月24日まで